

まちづくりルール

地区計画って何？

区民の皆様が、自ら“まちづくりルール”を作ることができる地区計画。しかしながら、千代田区が行った世論調査によると、地区計画の制度をご存じの方は2割しかいないことが分かりました。この度、区民の皆様へ地区計画制度を知って頂くため、**地区計画の制度 説明会**を開催いたします。

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合があります。最新の情報は区のHPをご覧ください。

地区計画とは？

地区計画とは、地区の特性や抱えている課題を踏まえ、区民の方々が目指す将来像にするために地区独自のルールを作る制度です。

地区計画を作ることで、建築物の用途、高さなどを規制することや、条件を満たす建物への法律緩和などが可能となり、街並みを整え、地区の活性化へ繋げることができます。

■千代田区内の地区計画

現在、41の地区に地区計画が適用されており、それぞれの地域特性に合わせたルールが定められています。

地区計画の適用状況



説明会/オープンハウス

地区計画の制度について、下記スケジュールにて説明会を開催いたします。また、地区計画の説明パネルの展示や区職員による説明をする“オープンハウス”も併せて行います。

※個別の地区計画について検討する場ではございません

| とき | 会場 |
|---------|-------------------------------|
| 6月1日(水) | 万世橋出張所 D・E会議室 (外神田 1-1-13) |
| 6月2日(木) | 麴町出張所 洋室AB (麴町 2-8) |
| 6月3日(金) | 区役所 区民ホール (九段南 1-2-1) |

●説明会 午前11時、午後3時(約30分程度)

※状況により、人数制限をかける場合がございます

●オープンハウス 各日 午前10時～午後7時
(当日直接会場へ/入退場自由)



オープンハウスのイメージ

注意事項

- ・まん延防止等重点措置が適用された場合、開催条件を変更いたします。
- ・マスクの着用、入り口での手指消毒、入場前の検温にご協力ください
- ・体調がすぐれない方は入場を控えていただきますようお願いします

お問合せ先

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課

☎ 03-5211-3610

✉ keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp